

第13号議案

「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」

1 概要

人事院規則等が改正され、国家公務員に係る「不妊治療のための休暇」が新設されたことに伴い、職員の仕事と家庭生活の両立と国家公務員との均衡を図るため、新たな特別休暇として、「出生サポート休暇」を創設する。

2 改正内容

条例第15条に定める特別休暇として、「出生サポート休暇」を追加する。

【出生サポート休暇の内容】

対象者	不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる職員
承認日数	1の年度において、5日 (体外受精または顕微授精の治療を受ける場合にあつては、10日)
取得単位	日または時間
給与	有給（昇給、期末・勤勉手当の算定の際、欠勤の対象とはしない）

3 施行日

令和4年4月1日

○新旧対照表

新	旧
<p>(特別休暇)</p> <p>第 15 条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。</p> <p>(1) 地方公務員法第 22 条の 3 第 1 項の規定により臨時的に任用された職員および地方公務員の育児休業等に関する法律第 6 条第 1 項の規定により臨時的に任用された職員（常時勤務を要するものに限る。） 公民権行使等休暇、<u>出生サポート休暇</u>、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護のための休暇、育児参加休暇および短期の介護休暇</p> <p>(2) 前号以外の職員 公民権行使等休暇、<u>出生サポート休暇</u>、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇、育児参加休暇および短期の介護休暇</p> <p>2 (省略)</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第 15 条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。</p> <p>(1) 地方公務員法第 22 条の 3 第 1 項の規定により臨時的に任用された職員および地方公務員の育児休業等に関する法律第 6 条第 1 項の規定により臨時的に任用された職員（常時勤務を要するものに限る。） 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護のための休暇、育児参加休暇および短期の介護休暇</p> <p>(2) 前号以外の職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇、育児参加休暇および短期の介護休暇</p> <p>2 (省略)</p>